

ふくい の消費生活

「おかしいな？」と思ったら、消費生活センターへ



消費者トラブルを防ぐためには、本人が知識や警戒心を持つことが必要です。

しかし、高齢者や若者の中には、ご自身が消費者トラブルに巻き込まれていることに気づいていないこともあります。

そのため、普段からご家族や周りの方々が悪質商法等の手口等を学び、見守ることが大切です。

「おかしいな？」と思ったら、消費生活センターへついでいただき、周りの方々の見守りで消費者トラブルを防ぎましょう。

消費生活センターでは

- 消費者トラブルについての問合せ、相談
- 専門機関等の紹介
- 消費者トラブルについて学べる出前講座の申し込み

などを受け付けています。

お気軽に

いやや!

消費者ホットライン 188
にご相談ください。



「気をつけよう！見守ろう！ふくいの消費生活」はこちからダウンロードできます→

目次

●訪問業者との契約は慎重に！／還付金詐欺にもご注意！	2・3
●身近なものについての事故	4
●新生活をスタートする前に／お金のトラブルを招かないために	5
●事業者と消費者をつなぐ交流事業を実施しました／エシカル消費	6
●消費生活モニターの皆様にお聞きしました！／値上げの影響をおさえるために	7
●専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内	8

訪問業者との契約は慎重に！

高齢者は在宅していることが多い、訪問販売や訪問購入の相談の割合が高くなります。訪問での勧誘では、よく考える余裕もなく、比較検討の機会もないままに契約をしてしまいがちです。また、強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘、ウソの説明、説明不足などの問題もみられます。

その場で契約することは避け、家族等と相談し、本当に必要かどうか慎重に判断しましょう。

相談事例 1

「電気料金が安くなるプランをご存知ですか。」と電話があり、見積りは無料というので訪問を承諾した。訪れた業者から、80万円の電気温水器を勧められ、説明されるままに契約をしてしまった。しかし、同様の商品が家電量販店で20～30万円で販売されていることが分かったので、解約したい。



相談事例 2

「洋服や靴、バッグなど不用品はないか。何でも買い取る。」と業者から電話があり、来訪を承諾した。準備していた洋服や靴を出したが、それには目もくれず、貴金属を見せてほしいとしつこく居座られた。



訪問販売について知ろう！

訪問販売は、トラブルが生じやすいため、勧誘や販売の方法について法律で細かく定められており、違反した場合、行政処分の対象になることがあります。次の決まりを守らない業者には、特に警戒しましょう。

● 氏名等の明示義務

勧誘の前に、会社名、訪問の目的、商品・サービスの内容を明らかにしなければならないことになっています。

● 再勧誘の禁止

断った人に勧誘を継続したり、再度勧誘したりすることは禁止されています。

● 書面交付義務(交付日からクーリング・オフ期間がスタート)

契約内容や条件などを記載した書面を交付しなければならないことになっています。



● 不実告知、威迫・困惑などの禁止

勧誘時に虚偽の説明をしたり、脅したり困惑させたりする行為は禁止されています。

◆トラブルに遭わないために

- 断るときには、きっぱり「いりません」「お断りします」。
- 一人で対応しない。その場で契約しない。
- 契約をするときは、必ず契約書面を受け取る。



◆不本意な契約をしてしまったときは



クーリング・オフを利用する

訪問販売の場合、契約書等の書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（無条件で契約を解除）できます。契約書面を受け取っていなかったり、書面に不備があったりする場合は、適切な書面を改めて交付されてから8日以内であればクーリング・オフが可能です。また、事業者が「クーリング・オフできない」とうその説明をしたり、消費者を脅して手続きさせないなどの妨害行為があれば、クーリング・オフ期間が延長されます。



不当な勧誘による契約の取り消し

勧誘の際に虚偽の説明をしたり、帰ってほしいと言ってもしつこく勧誘を続けたりして契約した場合、取り消しできる場合があります。



一人で悩まず、気軽に消費生活センターに相談を

消費生活センターでは、消費者トラブルを抱えた消費者に寄り添い、専門知識を持った消費生活相談員が具体的な解決策の助言や事業者との交渉のお手伝いをしています。

災害に便乗した悪質商法に気をつけて！

大雪などの災害があった後には、「屋根等壊れたところはないか」と言って訪問し、「雪で壊れたことにして保険を利用すれば、自己負担なく修理できる」などと、工事や保険手続き代行の契約をすすめる業者とのトラブルが発生することがあります。

- 安易に訪問を了承したり、その場ですぐ契約・申込みをしないようにしましょう。
- 複数の業者から見積もりを取ったり、家族・知人に相談したりするなど、工事の必要性について慎重に確認しましょう。
- うその理由で保険金を請求することはできませんので注意してください。



還付金詐欺にもご注意！

役所の職員をかたり、介護保険や税金等の「お金が戻ってくるのでATMへ」と誘導するのは、還付金詐欺の典型的な手口です。公的な機関がATMの操作を指示することはありません。何も答えずにいったん電話を切り、相手方が名乗った行政機関（市役所等）に確認しましょう。



身近なものについての事故

◆リチウムバッテリー搭載製品の事故

事例①

かばんに入っていたモバイルバッテリーが発火し、製品と周辺を焼損する火災が発生した。

原因

モバイルバッテリーに搭載されていたセルに金属片の混入や電極板の不良等の不具合品が混入していたため、内部ショートが生じて異常発熱し、焼損した。当該製品は事故発生日の一ヶ月前にリコールを開始していた。



事例②

転倒した際、ポケットに入っていたスマホが発熱・発火し、火傷を負った。

原因

スマホをポケットに入れた状態で転倒したため、衝撃により、内部ショートが生じて異常発熱し、焼損した。



◆配線器具の事故

減少傾向だった配線器具の事故が増えています。テレワークの普及・増加により、配線器具の使用が増えたことが関係しているものと推定されます。発火事故の原因として多いのは、家庭内のほこり、水分の付着によるトラッキング現象などです。

※付着したほこりや水分によりトラック（電気の通り道）が生成され、異常発熱する現象



トラッキング現象による事故の再現映像

配線器具の事故を防ぐポイント

- 電源プラグやテーブルタップ及びコンセントの差込口などにほこりがたまらないよう掃除する。
- テーブルタップやコンセントの差込口などに、水分やアルコール・消毒剤などが付着しないように注意する。
- 変形した電源プラグを使用しない。
- 電源コードを引っ張る、机やいすの脚で踏むなど、無理な力を加えない。
- 持続可能な最大消費電力を確認し、これを超えるような使用をしない。

PSEマークの付いた商品か確認しよう



特定電気用品

- ・充電器(直流電源装置)
 - ・電気マッサージ器
- など全116品目

特定電気用品以外の電気用品



- ・リチウムイオン蓄電池
 - ・モバイルバッテリー
 - ・電気こたつ
- など全341品目

新生活をスタートする前に



使い慣れていない家電製品は、まず正しい使い方を理解

！使い方を誤ると発火や破裂などの事故につながることも！

中古品は製造年や保証期間、キズや破損の有無を確認

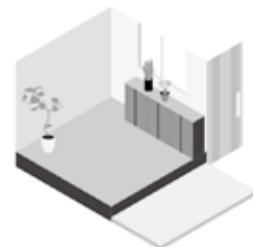
！古い製品は修理や部品交換ができないものもあり、経年劣化で事故が起きることも！



お部屋の設備の確認を！傷や汚れがないかもチェック！

！賃貸住宅の扉や戸棚、照明などの据付家具や設備の不具合に気づいたら、破損や落下でケガをする前に貸主や管理会社へすぐ連絡を！

！気になる傷や汚れがあれば、日付を入れた写真を残しておくと、退去の際の原状回復の話し合いに役立ちます。



【 身近な方々の様子に変わりはありませんか？】

離れて暮らしていても、ときには、御実家の親類の方々など、身近な方々の様子も確認しましょう。

参考：消費者庁



お金のトラブルを招かないために 知り合いからの勧誘でも「NO！」



うまい話に「NO！」

知り合いの勧誘でも、「必ずもうかる」、「簡単にもうかる」といった誘い文句をうのみにしてはいけません。



個人情報の流出に「NO！」

見ず知らずの相手はもちろん、知り合いにもキャッシュカードの暗証番号などの個人情報を伝えてはいけません。



お金の負担・肩代わりに「NO！」

知り合いの頼みや勧誘のためでも、安易に借錢をしたり、連帯保証人になったりしてはいけません。

参考：消費者庁

18歳から成人～消費行動に責任を持ちましょう～

消費者庁 18歳から大人

検索

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。契約を簡単に取り消せなくなる成人直後は、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高くなります。トラブルにあったら、消費生活センターに相談することで、他の人の被害も防ぐことができます。



事業者と消費者をつなぐ交流事業を実施しました

消費者が、社会や環境に配慮して事業活動を行っている事業者と交流することにより、消費者自らの消費行動を見直すきっかけづくり（価格・品質重視から社会や環境への考え方の転換）とともに、事業者と消費者の相互理解を深めることを目的とした事業です。



日 時 令和4年2月3日(木) 13:00～15:15

場 所 AOSSA 7階 706研修室

出席者 県消費生活モニター 計9名(会場：7名、オンライン：2名)

内 容 ●講演会「サラヤのSDGsへの取り組みについて」

講師：公益社団法人 消費者関連専門家会議 新川 隆弘 氏

(サラヤ株式会社 コミュニケーション本部 お客様コミュニケーション室長兼ナレッジ室長)

●県内事業者との交流 交流事業者：株式会社米五

参加者からの声

- 企業側のご苦労を感じられました。
- 自分自身が毎年作っている味噌についてなので、とても興味深かったです。今回の交流会に参加されている方々の質問がとても参考になった。
- 研修生にとってもよい研修がありました。よい雰囲気でした。話題がつきなかったです。コロナ禍なのによかったです。わがグループでも話し合いたいです。
- モニターだけでなく、もっと多くの人に知らせてほしい。講演がすごくよかったです。学校教育の場で子供たちに知らせるのもいいのではないかと思う。



エシカル消費 環境への配慮

エシカル消費とは、人・社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費することで、よりよい社会を目指すことです。今回は『環境に配慮』した消費の具体例をご紹介します。

「エコマーク」



生産から廃棄までのライフサイクル全体を通して、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品には、エコマークがついています。

(商品例)シャープペンシル、ティッシュペーパー、パソコンなど。

「食品ロス削減」

まだ食べことのできる多くの食品が、全国で年間約600万トン廃棄されています。その半分は家庭から発生しています。

1人当たりにすると、毎日約130g（茶碗1杯分のご飯量）の食品を廃棄していることになります。（農林水産省「食品ロスとは」より作成）



おいしいふくい食べきり運動

福井県では、食品ロス削減に向けて、おいしい食べものを適量で食べきる運動を行っています。
次のことを実行ていきましょう！

★買い物に出かける前に冷蔵庫の中身を確認！

★消費期限・賞味期限を正しく理解する！



ホームページはこちら

※消費期限…安全に食べることができる期限 ※賞味期限…おいしく食べることができる期限

福井県 食べきり 検索

エコマークなど環境に配慮していることを示すマークがついた商品を購入することや、食べられるはずの食べ物の廃棄（食品ロス）を減らすことで、環境保全や環境問題の解決につながります。



エシカル消費についてもっと詳しく知りたい場合は、
「消費者庁エシカル消費特設サイト」をチェックしてみましょう。

ホームページはこちら

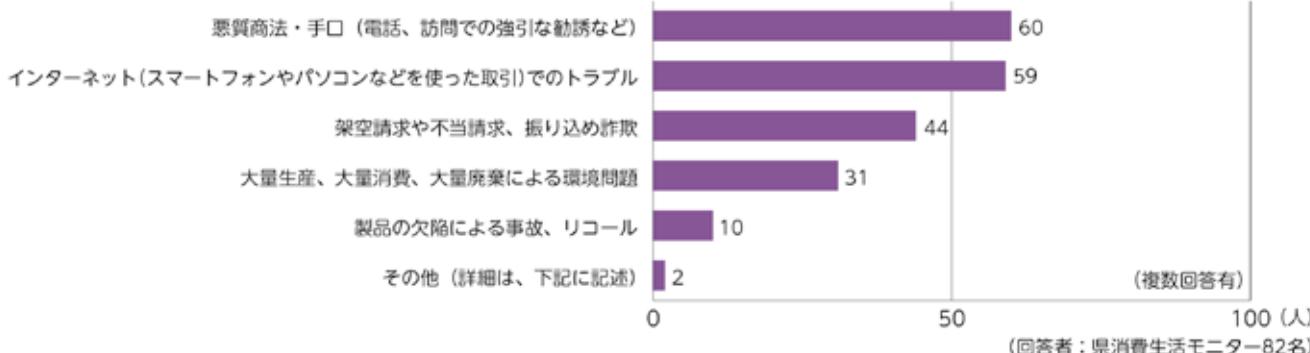
消費者庁 エシカル消費 検索



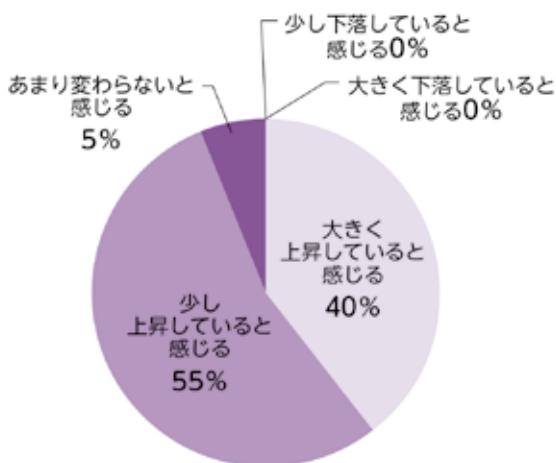
＼消費生活モニターの皆様にお聞きしました！／

県消費生活モニターの皆様に、消費生活の中で特に問題だと感じていることをお聞きしたところ、昨年度は、「悪質商法・手口」、「架空請求や不当請求、振込め詐欺」との回答が多かったですが、今年度はスマートフォンの普及によりインターネットに触れる機会が増えたためか、「インターネットでのトラブル」が「架空請求や不当請求、振込め詐欺」を抑え上位に上がってきました。

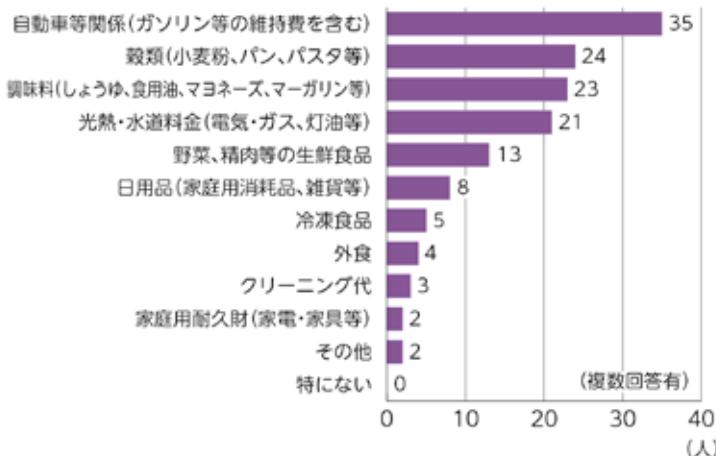
01 消費生活に関わる様々なことの中で、特に問題だと感じていることは…。



02 昨今の食品等の生活関連物資等の価格について、あなたの感想に最も近いものを1つ選んでください。



03 「大きく上昇していると感じる」または「少し上昇していると感じる」と回答した方 価格の上昇はどのような分野に及んでいると感じますか。あてはまるものを全て選んでください。



値上げの影響をおさえるために

家庭で無駄にしてしまった食べ物を金額に換算すると、1か月約2,500円、1年間で約3万円になるという試算があります。必要な分だけ買う、冷蔵庫の中を整理して使いきる、必要な分だけ作って食べけるなど、食品ロスが出ないように工夫しましょう。



日常的に車を使う方には、ガソリン価格の高騰は厳しいですね。燃費をよくするためにもエコドライブは有効です。

急発進・急ブレーキや無駄なアイドリングをやめる、空気圧の点検などを心がけましょう。



エコドライブ10のすすめ 検索

朝晩はまだ暖房が必要ですが、無理なく上手に省エネすることで家計の負担も抑えられます。ファンヒーターなら、フィルターの掃除、外出時には早めにOFFなどちょっとしたことで節約できます。



省エネポータルサイト 検索

消費生活トラブルに関する

専門家による相談会

無料

要予約

開設時間／14:00～16:00

令和4年3～5月の開設日

分野	令和4年3月		令和4年4月		令和4年5月	
福井弁護士会 (法律)	1日(火)	県消費生活センター	5日(火)	県消費生活センター	11日(水)	県消費生活センター
	10日(木)	県嶺南消費生活センター	14日(木)	県嶺南消費生活センター	12日(木)	県嶺南消費生活センター
	16日(水)	県消費生活センター	20日(水)	県消費生活センター	17日(火) [*]	坂井市消費者センター
司法書士(法律)	24日(木)	県嶺南消費生活センター	28日(木)	県嶺南消費生活センター	26日(木)	県嶺南消費生活センター

事前に申込みが必要です。申込受付は、県・嶺南の消費生活センターまでご連絡ください。
※5月17日火の申し込み受付は、開催場所の市でもできます。

消費生活のご相談は… **土日も相談を受け付けています**

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(白鬚業務棟3階)

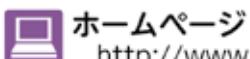
0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間／9:00～17:00(祝日・年末年始は休館)

※嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館日です

オンラインでも受け付けています
(事前申し込みが必要です)。



ホームページ
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

福井県 消費生活 検索



フェイスブック
<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

消費者ホットライン
局番なし **188**

福井県消費生活センターなど相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からぬ場合はそのままお待ちいただければつながります。

※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

発行

福井県安全環境部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



安全安心ふくい
ツイッター

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてください。

@AnshinFukui

令和4年3月 発行